

「次期山形県男女共同参画計画（仮称）」の策定について

1 新計画策定の趣旨

平成 28 年 3 月策定の「山形県男女共同参画計画」が令和 2 年度末で期限終了となることから、これまでの取組みの成果と課題、昨今の社会情勢の変化、本県の特徴・特性、令和元年度意識調査結果、国の第 5 次男女共同参画基本計画策定の動向を踏まえつつ、今後の男女共同参画の施策の展開方向を提示する新たな計画を策定する。

2 計画期間

令和 3 年度～令和 7 年度までの 5 年間

3 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 1 項及び「山形県男女共同参画推進条例」第 8 条第 1 項に基づく都道府県男女共同参画計画
- 女性活躍推進法第 6 条第 1 項に基づく都道府県推進計画
- 「第 4 次山形県総合発展計画」の男女共同参画分野における個別計画

4 前計画策定後の情勢の変化

（1）法律の改正等

- ①女性活躍推進法（H28.4 施行）
- ②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（H30.5 公布）
 - ・各政党に対し、女性候補者における数値目標の設定等を努力義務化
- ③女性活躍推進法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の改正（R1.6 公布）
 - ・女性活躍：行動計画策定・情報公開義務の対象企業の拡大（R4.4.1 より 301 人以上→101 人以上）
 - ・パワハラ：雇用管理上の措置義務の新設（大企業 R2.6 施行）
 - ・セクハラ：事業主への相談等を理由とした不利益取り扱いの禁止（R2.6 施行）

（2）国内外の情勢の変化

- ①持続可能な開発目標（SDGs）5「ジェンダー平等を実現しよう」において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられている
- ②国内外で高まる女性に対する暴力への問題意識（Me Too、フラワーデモなど）
- ③LGBT 等の多様な性的指向・性自認を持つ人々をめぐる社会課題の顕在化

（3）新型コロナウイルス感染症対応に伴うジェンダー課題の顕在化

- ①性別による固定的な役割分担意識を反映して家庭責任の女性への偏り
- ②非正規雇用者、ひとり親や妊婦等の雇用継続や家庭と仕事の両立の困難
- ③在宅勤務・自宅待機による DV リスクへの対応強化、児童虐待対応との連携強化

（4）県内の情勢の変化

- ①人口減少、少子高齢化、若年女性の県外流出と東京一極集中の深刻化
- ②市町村における男女共同参画計画の策定率の向上
H28.3 54.3%（19 市町村）→R2.3 85.7%（30 市町村） ※R3.3 100%見込み
- ③女性が働き続けるために必要なことに対する意識の変化
R 1 調査 第 1 位 男性の家事分担等、家族の理解と協力 41.1%（H26 は 2 位 32.5%）